

ホームライゼーションのまちづくりを目指して 福祉と教育



東松山市長 坂本 祐之輔

緑豊かな田園都市

人口約9万人

都心から約50キロ 電車で1時間

東松山市

(65.33km²)



市制施行 52年

東経139° 24' 11" 、北緯36° 2' 20"

名物 やきとり

ウォーキングのメッカ

プロフィール

○経歴

- 1955年 東松山市に生まれる
- 1984年 (有)料亭 坂本屋 代表取締役
- 1987年 東松山市議会議員
- 1990年 (社)東松山青年会議所理事長
- 1994年 東松山市長就任 現在4期目

○主な役職

- ・ 都道府県体育協会連合会 会長
- ・ NPO全国市町村保健活動協議会 会長
- ・ 財団法人日本体育協会 理事
- ・ 財団法人埼玉県体育協会 会長
- ・ (社)日本ウオーキング協会 理事
- ・ 彩の国生涯学習まちづくり市町村協議会 会長
- ・ 埼玉県スキー連盟 会長
- ・ 埼玉県社会福祉協議会 副会長
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 監事
- ・ 東松山体育協会 会長
- ・ 東松山市レクリエーション協会 会長
- ・ 武蔵丘短期大学客員教授
- ・ 大東文化大学客員研究員



東松山市長 坂本 祐之輔



焼き鳥も名物
やきとりサミットも開催



私の夢

向島桜茶屋



四国真砂屋



32才で市議選 39才で市長





39才で立候補・初当選



初登庁

心がけ → 行動 → 習慣
→ 人生 → 運命

思えば叶う！ そうなりたい！
そうなると信ずる
そのように努力する
そうすれば そうなる！

ゴミ収集



現場主義

バキューム



こんな所を通って・・・



駅頭で市政報告



ひまわりのような
市政をめざして！

✧ 明るい市役所

✧ 健康的な生き方



市長になって

❁まず第一に改革しようとしたこと…

それは福祉

原点

「しがらきから吹く風」



福祉は明るく

人間すぐには変わらない

@東京ディズニーランド

@市役所に電話

@火種運動



東松山市の理念

ノーマライゼーションとは
どんな障害があっても、
ごく普通日常的な生活が
保障されるべきであるという
理念から
提唱されたもの



少子化が進むと

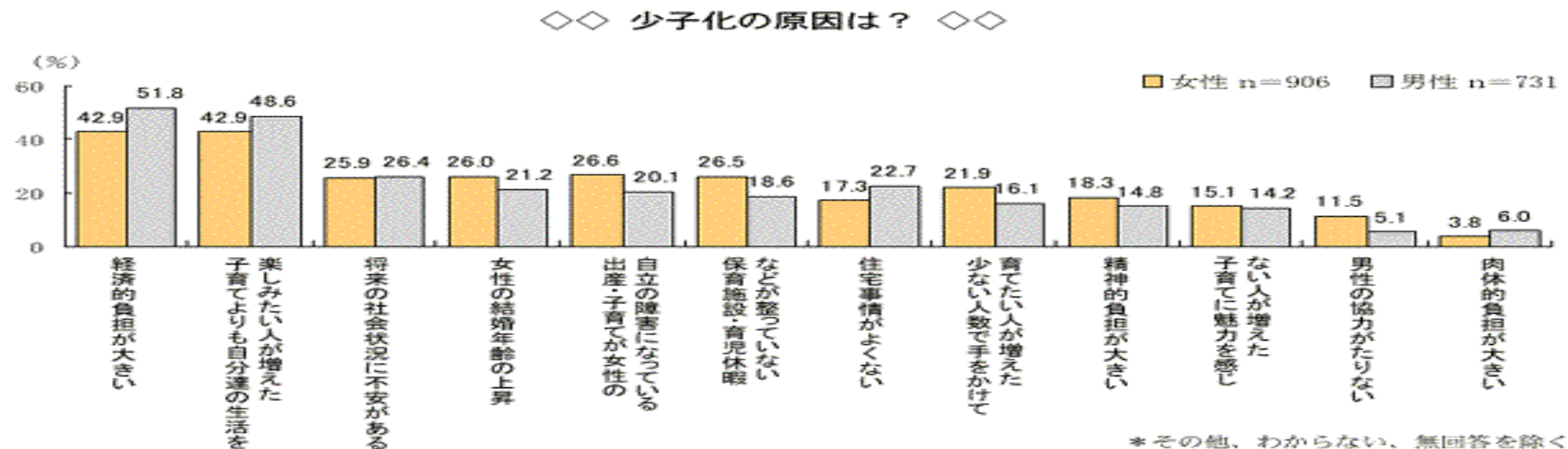
出生率2.1を割ると日本の人口が減少！！

100年後には日本の人口が半減！

400年後には日本国土の人口がゼロに！？

少子化の進んだ背景

- 経済的負担が大きい（成人まで2千万）
- 子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えた
- 将来の社会状況への不安



少子化問題に対する東松山市の施策

- 子育て支援センター
- こども医療費の無料化
 - 小学校3年生まで入通院費無料
 - 中学校3年生まで入院費無料
- 子育てサークル活動の支援
- 放課後クラブの充実 等



今までの日本の介護

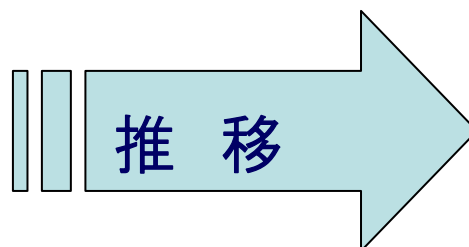
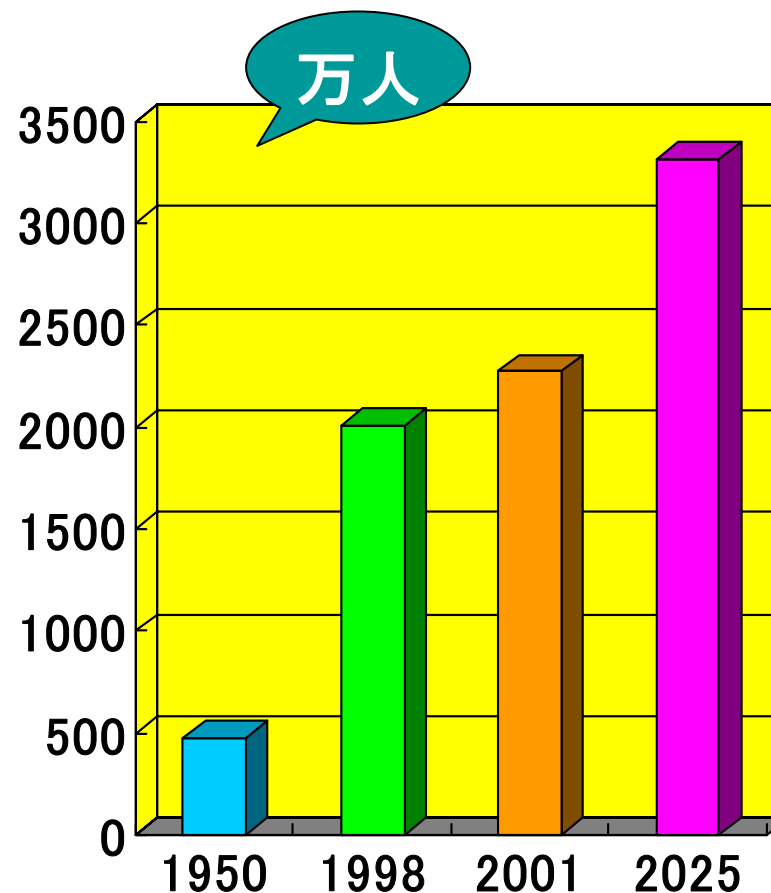
高齢化の進む人口構造

平均寿命(平成16年簡易生命表)

男性 78.64歳

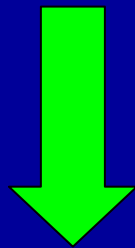
女性 85.59歳

65歳以上の高齢者



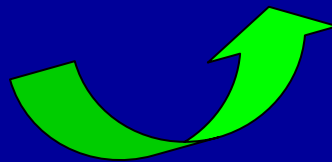
世界に類をみない高齢化の速さ

高齢化社会 7%



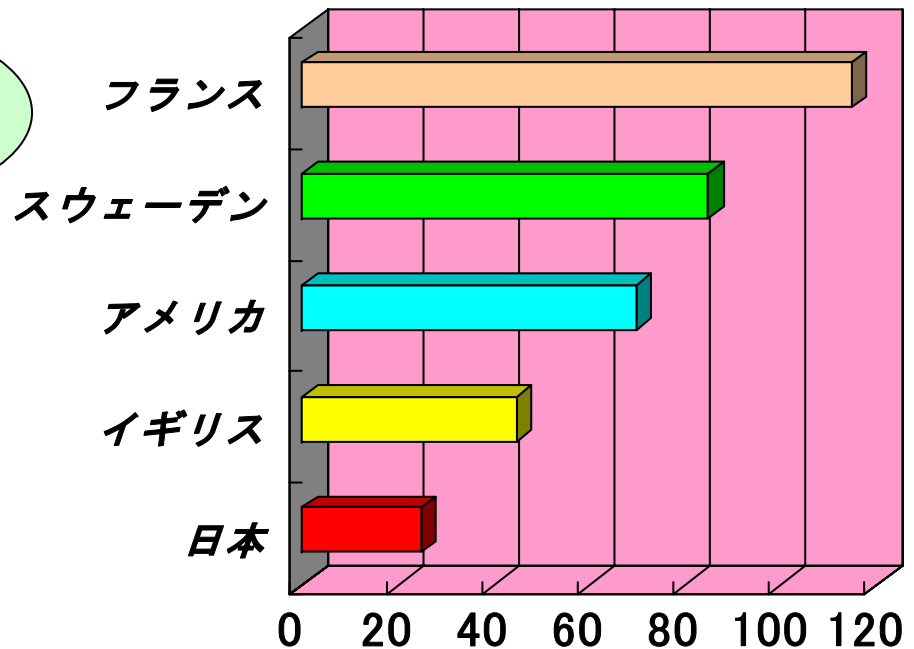
所要年数

高齢社会14%

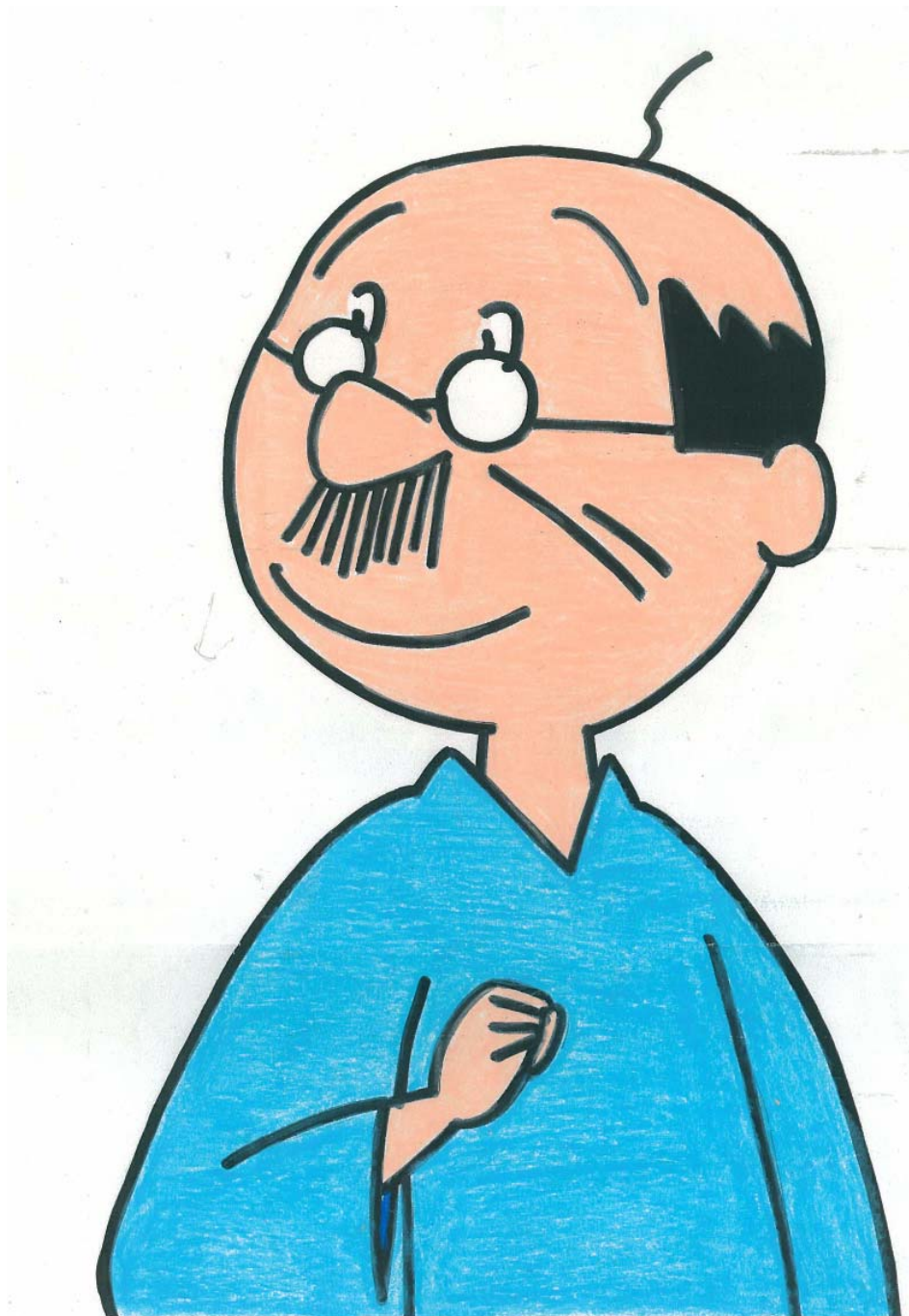


(倍化年数) 平成16年

高齢社会白書



サザエさんの父、
磯野波平さんは
僕より年下！



ノーマライゼーションのまちづくりによるまちの変貌

○ 環境行政

- ・ほたるの住めるまちづくり
- ・ISO14001取得
- ・ひがしまつやまの水

○ 建設行政

- ・市役所周辺の整備
- ・駅前再開発

○ 教育行政

- ・スニーカープラン→ チームティーチング制
少人数学級



ノーマライゼーションのまちづくりと 東松山市の就学支援委員会廃止

ともに育ち、ともに学ぶ教育の推進に向けて

東松山市政の基本理念

東松山市政の基本理念は、障害のある方もそうでない方も、共に暮らしを分かち合える社会。もし障害を持ったとしても、自分が生まれた地域で安心して自立をして、生きがいを持って生活続けることができる『ノーマライゼーション』のまちづくりを、すべての施策の根幹においています。

私は、障害のある人から見た、住みやすい社会こそが、人にやさしいまちであり、すべての人が心豊かに安心して暮らせるまちだと確信しています。ノーマライゼーションのまちづくりを積極的に推進し、日本一の福祉先進都市を目指します。

東松山市の施策

乳幼児期

- 市内の障害児通園施設が閉園
- 保育園に20人の加配保育士
- 看護師の配置で医療的ケアに対応



障害児通園施設のかつての様子



平成16年3月に閉園



子育て支援センター ソーレ



子育て支援センター ソーレ(わいわいタイム)



障害のある子も一緒に利用



加配保育士の配置による保育園の受入れ



障害のある子の保育園での様子



障害のある子の保育園での様子

東松山市の施策

学齢期

- 39人の介助員を小・中学校へ派遣
- 障害のある子どもの78%が地元校へ

介助員



介助員の派遣による学校生活の支援





介助員の派遣による学校生活の支援



子どもたち同士の支え合い

東松山市の施策

成人期

- 障害のある人の就職支援
- 住宅地での居住の場確保



東松山市障害者就労支援センター



センター内の就労トレーニング



企業内の就労実習



3年間で110人の企業就労実現



重度障害の人たちのグループホーム

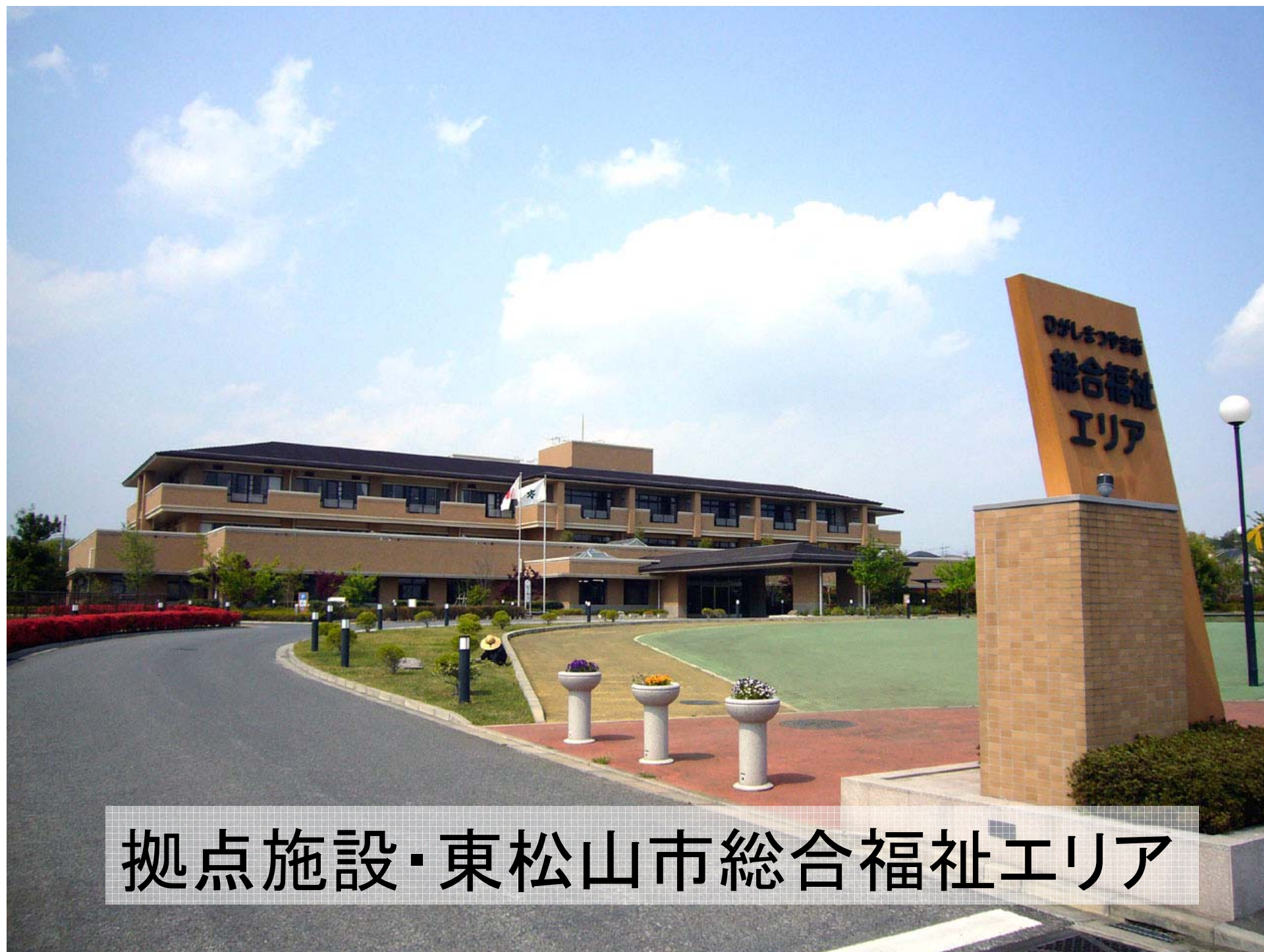


グループホームでの生活(市内18ヶ所)

東松山市の施策

24時間365日対応の

- 総合相談センター
- ホームヘルパー派遣



拠点施設・東松山市総合福祉エリア

小学校社会科用 文部科学省検定済教科書 (全3冊) (社会科1年)

新編 新しい社会 6下



東京書籍





④デー・サービスでのレクリエーションの様子

●ノーマライゼーション 障害のあるなしにかかわらず、すべての人々が地域の中で生活を送ることができる社会をめざす考え方です。



「デー・サービスでは、ボランティアの人たちも活やくしています。」



「市長さんに、市の福祉の考え方にいて、お話をうかがいました。」



市長さんの話

ひがしまつやま

しょうがい

東松山市では、障害のある人もない人も

ともに心豊かにくらすことができる

「ノーマライゼーションのまちづくり」を進めています。

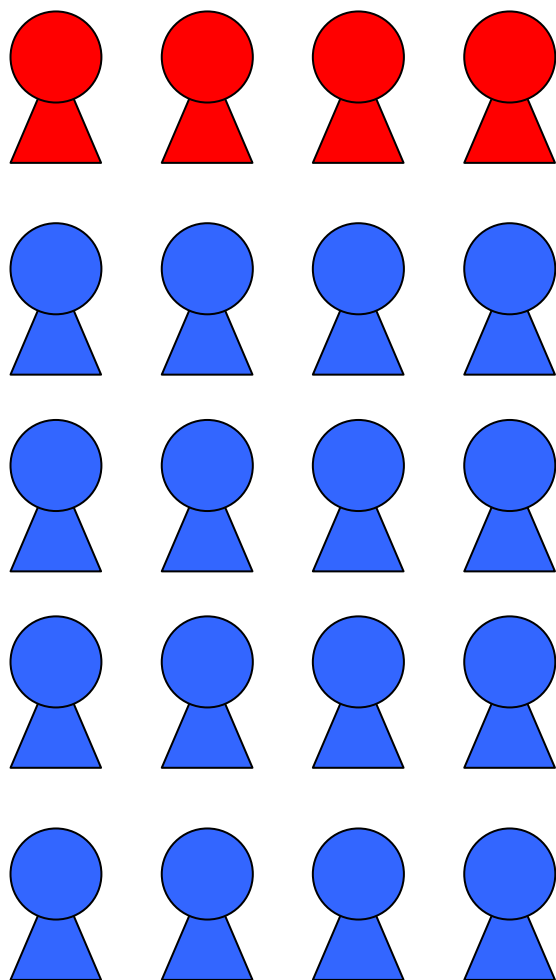
これからの社会では、障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりが^{そんちよう}尊重されることが大切です。

日本国憲法^{けんぽう}でも、「すべて国民は、個人として認められる」と定められています。

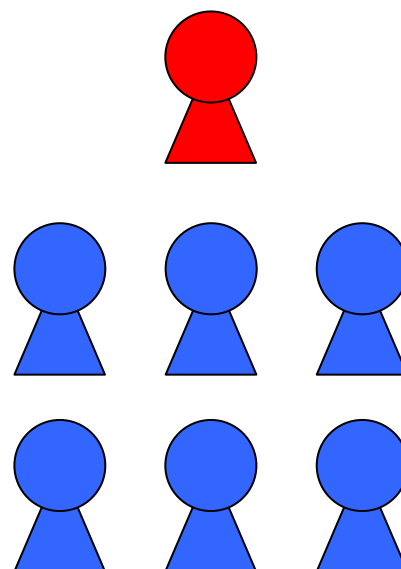


従来のホームヘルパー派遣の仕組み

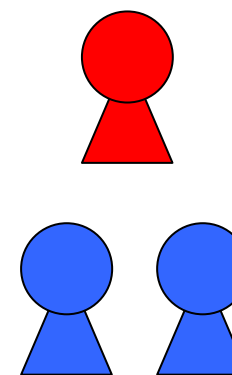
介護保険



身体障害・知的障害

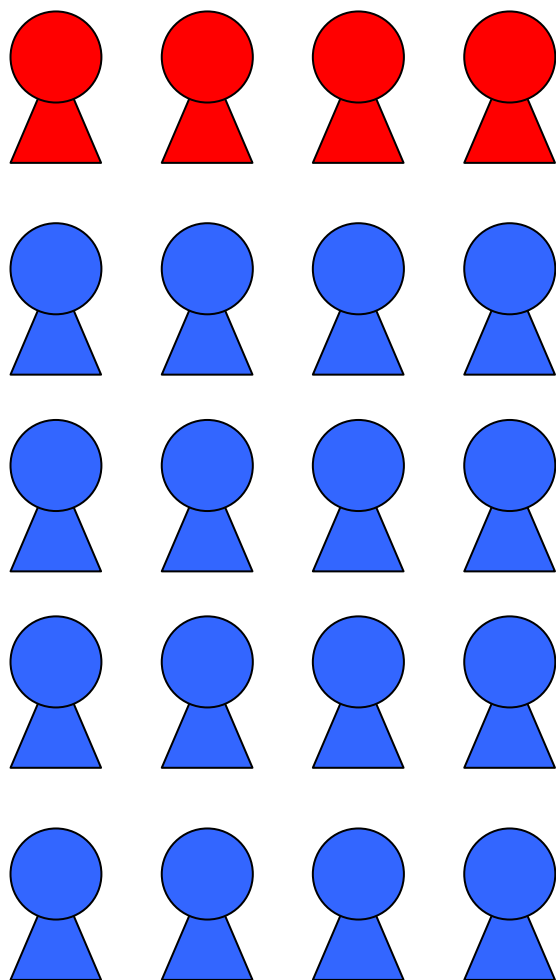


精神障害

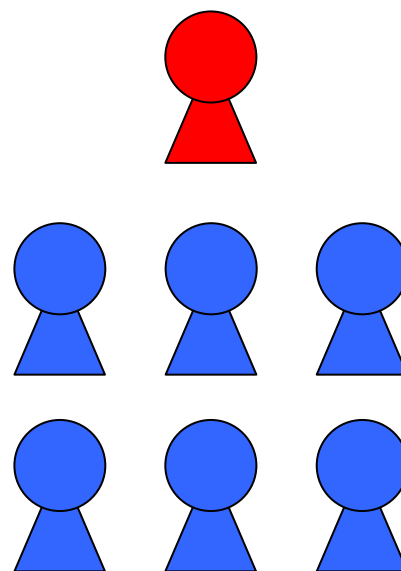


総合福祉エリアのホームヘルパー派遣の仕組み

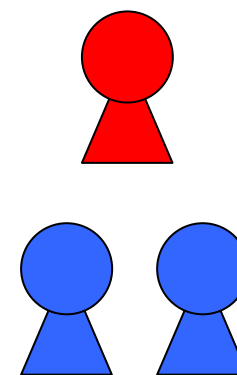
介護保険



身体障害・知的障害

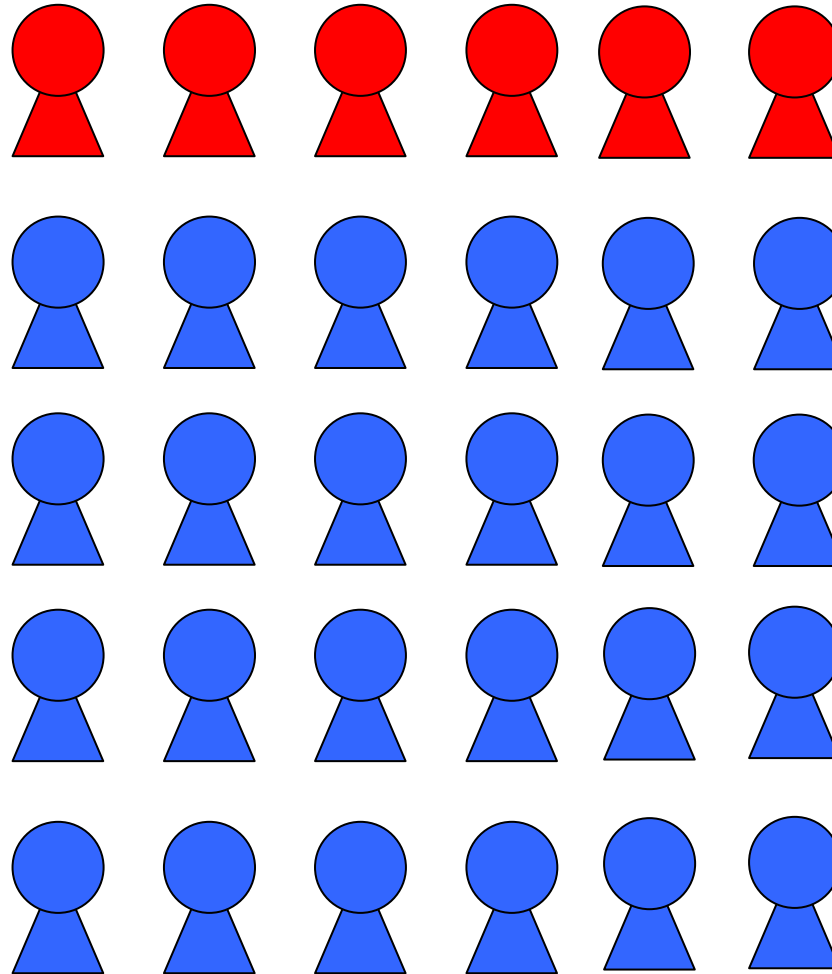


精神障害



総合福祉エリアのホームヘルパー派遣の仕組み

介護保険・身体障害・知的障害・精神障害



障害種別によるこれまでの相談支援事業

精神障害者地域生活支援センター
(精神障害者相談支援)



社会復帰施設
精神科病院

地域療育等支援事業
(知的障害者相談支援)



知的障害者
施設

市町村障害者生活支援事業
(身体障害者相談支援)



自立生活センター
身障施設

地域包括支援センター
(高齢者相談支援)



高齢者施設

障害種別によるこれまでの相談支援事業

精神障害者地域生活支援センター (精神障害者相談支援)  社会復帰施設 精神科病院	地域療育等支援事業 (知的障害者相談支援)  知的障害者 施設	市町村障害者生活支援事業 (身体障害者相談支援)  自立生活センター 身障施設	在宅介護支援センター (高齢者相談支援)  高齢者施設
--	--	---	---

障害種別で分けない総合相談センターの相談支援事業

在宅介護支援センター
（高齢者相談支援）

市町村障害者生活支援事業
（身体障害者相談支援）

地域療育等支援事業
（知的障害者相談支援）

精神障害者地域生活支援センター
（精神障害者相談支援）



総合福祉エリア・総合相談センター



24時間対応の総合相談センター



24時間派遣のヘルパーステーション



障害者自立支援法によるヘルパー派遣



障害者自立支援法による外出の支援



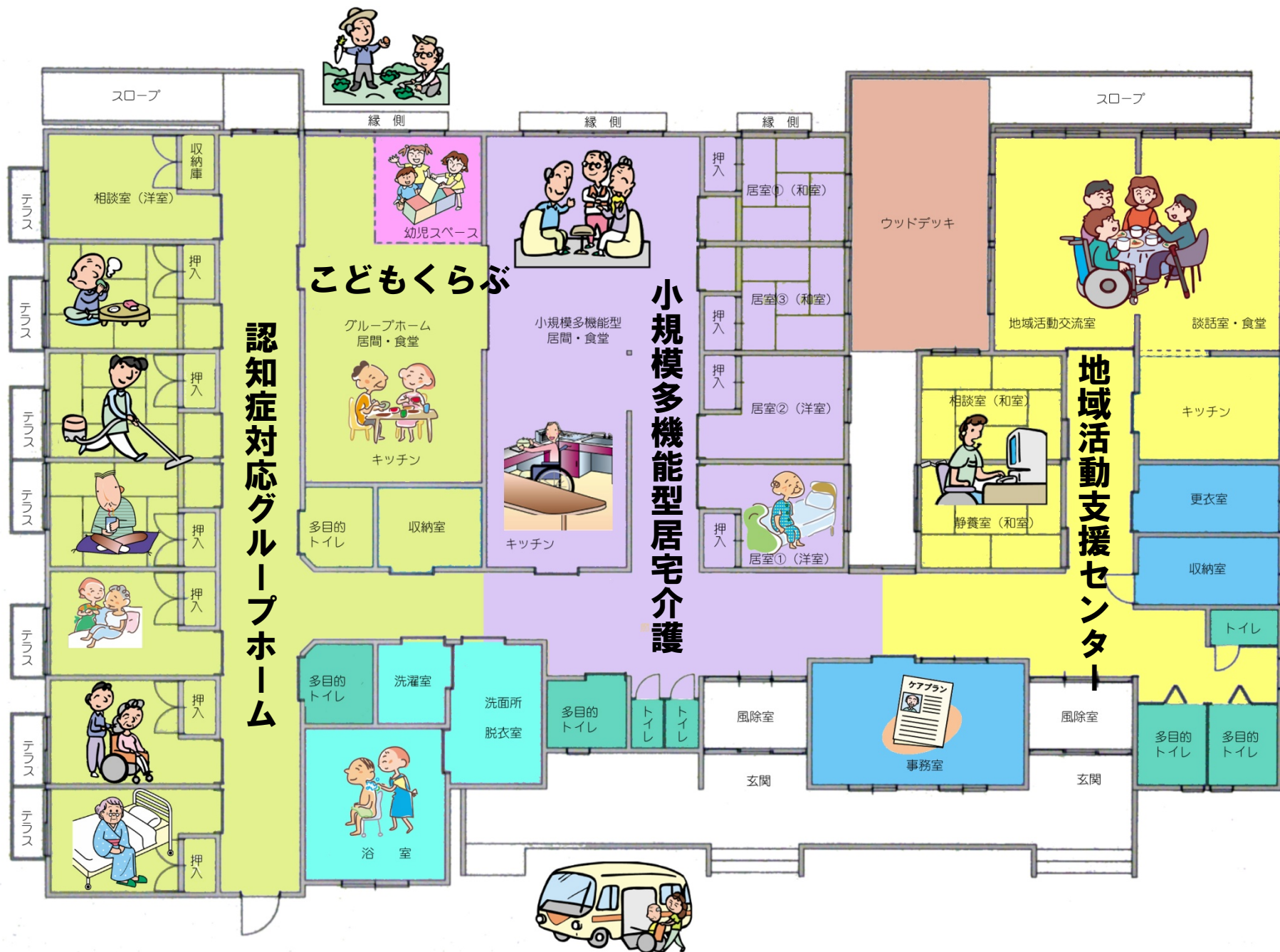
介護保険制度にも対応

共生型多機能センターあすみーる

■介護保険 認知症高齢者グループホーム
小規模多機能型居宅介護

■障害者自立支援法 地域活動支援センター

■子育て支援 時間外の幼児・児童の保育





東松山市における 就学支援委員会の廃止

学校教育法施行令

(入学期日等の通知、学校の指定)

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第22条第1項又は第39条第1項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

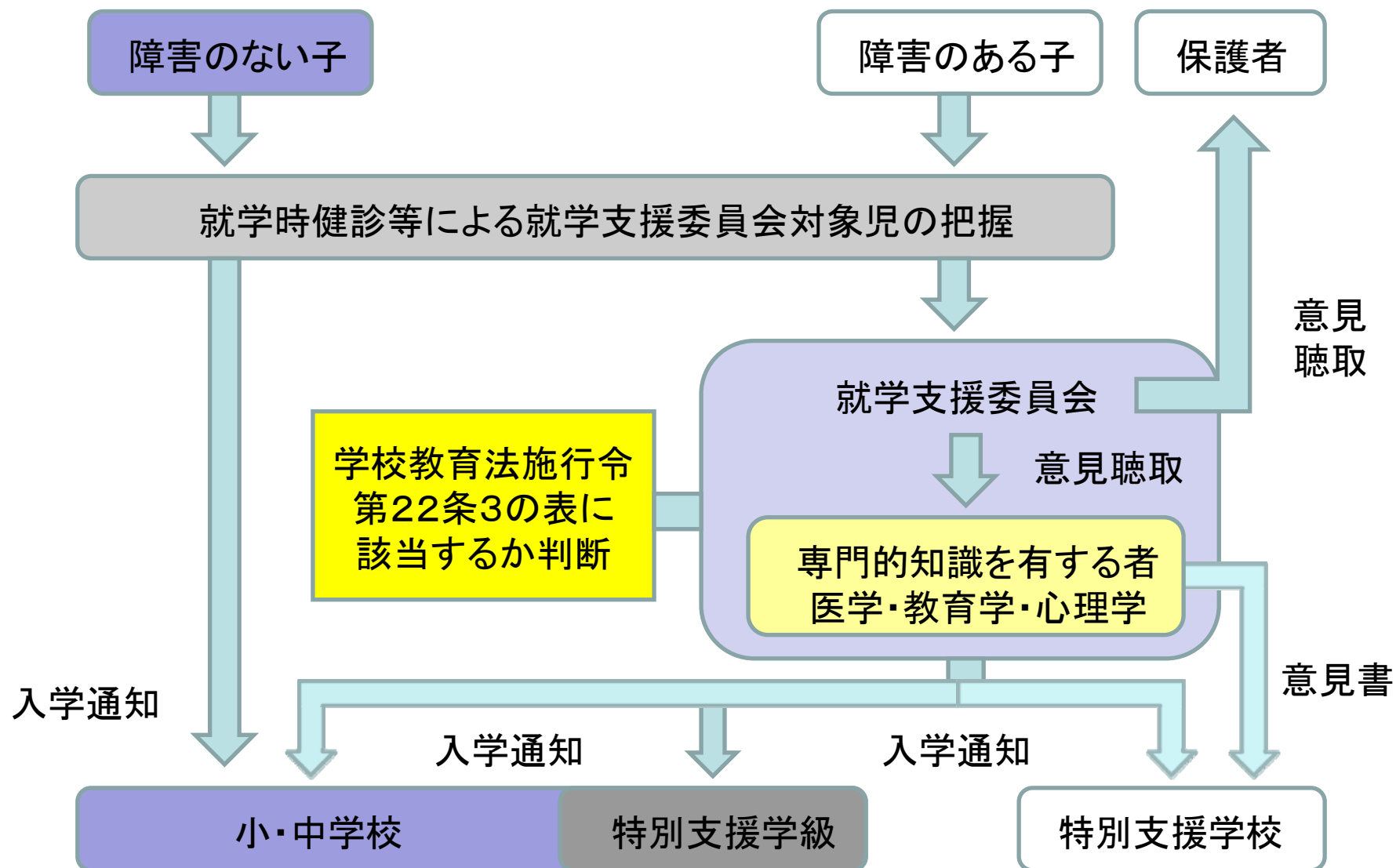
1. 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、**その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)以外**
の者

2. 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する**小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者**(以下「認定就学者」という。)

第22条の3 法第71条の4の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

現在の障害のある子どもの就学先決定の流れ



地方分権一括法の施行と 就学支援委員会の廃止決定

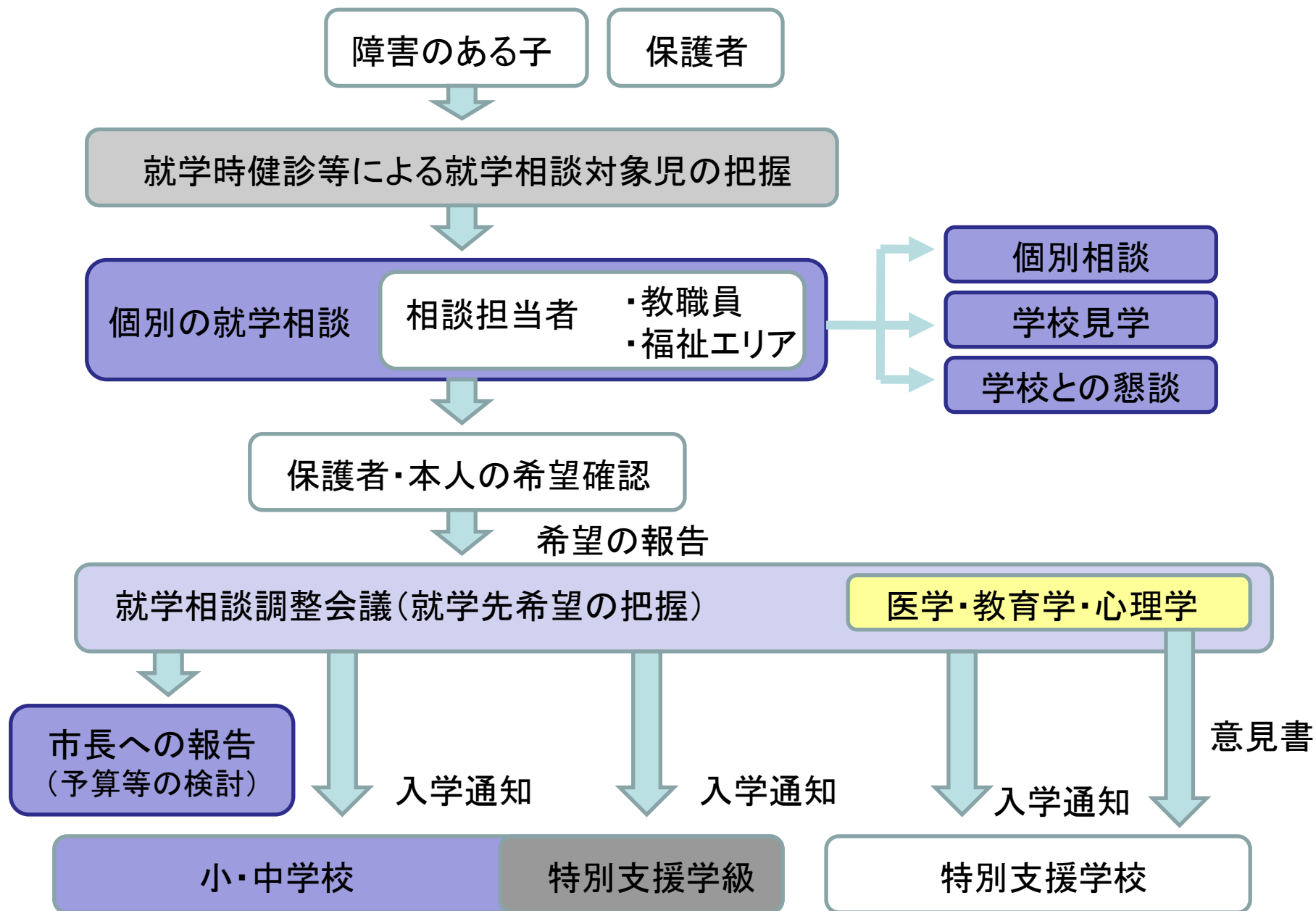
平成12年の地方分権一括法の施行に伴って、義務教育の就学事務は機関委任事務から自治事務となり、就学支援委員会の設置も市町村の裁量となっている。

教育委員会の反対意見

- (1)「養護学校の入学を希望した子どもには、就学指導委員会が『専門的知識を有する者』の意見書を提出しないと県の教育委員会が養護学校の入学を認めない」
- (2)「就学指導委員会が子どもの状態を把握し、適切な就学先を判断して就学指導を行わないと、結果として子どもにとって不幸な選択を保護者にさせてしまう」
- (3)「介助員や設備改修の予算が膨大となってしまう対応できなくなる」

- (1) 養護学校の入学については、「専門的知識を有する者の意見聴取の場」があればよく、市町村教育委員会の裁量で就学指導委員会の廃止も可能。
- (2) 就学指導委員会による「適切な指導」については情報提供は必要だがそれを得たうえで判断するのは保護者である。「専門家」と言われる人たちが、「親は素人だから指導が必要」と考えられしてきたことに多くの問題が含まれていたのではないか。
- 3) 予算は無限ではないが、現在でも小学校、中学校に39人の介助員を派遣している。設備的な大改修がすぐできなくても、介助員、教員、子どもたちで助け合ってできないものではない。

東松山市の新しい就学相談の流れ



東松山市就学相談に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、就学予定者、児童及び生徒の就学先の選択にあたり保護者等に適切な就学相談及び支援を行い、**共に育ち、共に学ぶ教育の推進**を図るため、必要な事項を定めるものとする。

国連障害者権利条約と 学校教育法施行令の見直し





3500mの大空へ

何事にも挑戦！

エレキの若大将



福祉と医療・現場と政策をつなぐ「えにし」ネット
第1回のつどい。

♪「君といつまでも……」♪

を、語り入りで。

左は、ゆきさん。



17th 白山中へ祭

魂～たましい～



海の若大将



とーん！

アルプスの若大将



目指せ「100歳以上で2週間！」



日本スキー界の草分け、三浦敬三さん(101歳)と